

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 7 月 12 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 栗原 寛

理由

学校の用務に従事する職員が利用する時差勤務における勤務時間の割り振り等の区分等を改正するため。

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程の一部を改正する規程

立川市教育委員会職員の時差勤務制度に関する規程（平成30年立川市教委訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(時差勤務の区分)</p> <p>第3条 時差勤務の勤務時間の割り振り等は、<u>別表第1</u>のとおりとする。ただし、<u>勤務時間等規程別表に定める学校の用務に従事する職員</u>（以下「<u>学校用務職員</u>」という。）が利用する<u>時差勤務の勤務時間の割り振り等</u>の区分は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p> <p>2 時差勤務を利用する日の休暇等は、<u>年次有給休暇</u>に限り、<u>半日又は1時間の単位</u>で取得することができる。この場合において、<u>別表第1</u>及び<u>別表第2</u>に定める<u>休憩時間の指定</u>は、<u>できないものとする</u>。</p> <p>(利用)</p> <p>第6条 職員（<u>学校用務職員を除く</u>。）が時差勤務を利用するときは、<u>前条に規定する業務の命令</u>前条に規定する業務の命令を受けた勤務日において<u>別表第1</u>に定める<u>いずれかの区分</u>を選択し、<u>1日の単位</u>で利用することができる。ただし、<u>前条第2号から第5号までの事由</u>による場合は、<u>原則として勤務開始が午前11時以前の区分</u>とするものとする。</p> <p>2 <u>学校用務職員が時差勤務を利用するときは、前条に規定する業務の命令を受けた勤務日において別表第2に定めるいずれかの区分を選択し、1日の単位で利用することができる。ただし、前条第2号から第5号までの事由による場合は、原則として勤務開始が午前11時15分以前の区分とするものとする。</u></p>	<p>(時差勤務の区分)</p> <p>第3条 時差勤務の勤務時間の割り振り等は、<u>別表のとおりとする</u>。</p> <p>2 時差勤務を利用する日の休暇等は、<u>年次有給休暇</u>に限り、<u>半日又は1時間の単位</u>で取得することができる。この場合において、<u>別表に定める休憩時間の指定</u>は、<u>できないものとする</u>。</p> <p>(利用)</p> <p>第6条 職員が時差勤務を利用するときは、<u>前条に規定する業務の命令</u>を受けた勤務日において<u>別表に定めるいずれかの区分</u>を選択し、<u>1日の単位</u>で利用することができる。ただし、<u>前条第2号から第5号までの事由</u>による場合は、<u>原則として勤務開始が午前11時以前の区分</u>とするものとする。</p>

別表第1 (第3条関係)

…略…

別表 (第3条関係)

…略…

別表第2 (第3条関係)

区分	勤務時間	休憩時間
1	午前 6 時 15 分から午後 2 時 45 分まで	午前 10 時 15 分から午前 11 時まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
2	午前 6 時 45 分から午後 3 時 15 分まで	午前 10 時 45 分から午前 11 時 30 分まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
3	午前 7 時 15 分から午後 3 時 45 分まで	午前 11 時 15 分から午後 零時まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
4	午前 7 時 45 分から午後 4 時 15 分まで	午前 11 時 45 分から午後 零時 30 分まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
5	午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで	午後 零時 45 分から午後 1 時 30 分まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
6	午前 9 時 15 分から午後 5 時 45 分	午後 1 時 15 分から午後 2 時まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分と

	まで	ことができる。
7	午前 9 時 45 分から午後 6 時 15 分まで	午後 1 時 45 分から午後 2 時 30 分まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
8	午前 10 時 15 分から午後 6 時 45 分まで	午後 2 時 15 分から午後 3 時まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
9	午前 10 時 45 分から午後 7 時 15 分まで	午後 2 時 45 分から午後 3 時 30 分まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
10	午前 11 時 15 分から午後 7 時 45 分まで	午後 3 時 15 分から午後 4 時まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
11	午前 11 時 45 分から午後 8 時 15 分まで	午後 3 時 45 分から午後 4 時 30 分まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。
12	午後 零時 15 分から午後 8 時 45 分まで	午後 4 時 15 分から午後 5 時まで。ただし、所属長が指定する別の連続した 45 分とすることができる。

附 則

この規程は、令和 6 年 7 月 12 日から施行する。